日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2014. 03. 08

No.14-023

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第２章 第１-4

金融機関の関心事は「債権の回収」が確実に出来ること

リファイナンスの合意は「整理解雇の必要性」の根拠とはならない

高裁 最終準備書面シリーズ７

国は、労働者との十分な協議を求めていた

JALは…主要行とのリファイナンスの合意について、更生計画（その前提をなす事業計画）が定める人員削減施策に重大な支障が生じていないことがリファイナンスの協議の前提とされており、その点からも管財人が本件解雇を実施せず人員削減施策を完遂しないとの選択肢はなかったと繰り返し主張している。

（しかし）本件においては、
日本政府及び国土交通大臣が、JALが再生を果たすために必要な支援を行うと声明を発表していること、
厚生労働大臣が、…企業再生支援機構に対して、労働者との協議を行うようにJALを指導すること、…JALと労働者との協議の状況への配慮を求めていること、…労働者の雇用の安定に配慮した労働者との十分な協議の場の確保を要請していること、
に照らせば、管財人は、…解雇回避のための努力を尽くすべきであった。

既に賛同している銀行が、大幅な利益を上げているJALのリファイナンスに同意しないことはおよそ考えられない

もともと事前調整型の…本件更生手続においては、…更生計画案の作成・提出の時点で、主要な債権者の理解と賛同に基づく調整が既に行われていたと解するのが自然である。

２００９年９月３０日現在の主力５行（ＤＢＪ、国際協力銀行、みずほコーポレ

ート銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、三井住友銀行）の…最も債権残高の大きなＤＢＪが、…更生計画案について賛成する意向であることを企業再生支援機構に通知していたことも、このことを強く裏付けるものである。

裁判所への提出段階で、既に更生計画案に賛成していた債権者らが、その後、…事業計画を遙かに上回る利益を上げ、…更生計画案に定めた弁済率に支障が生じる事態などないことを知りながら、JALに対して人員削減目標を完遂することをあくまで求め、それが未達である限り、解雇による人員削減を実施して目標を完遂しなければリファイナンスに同意しないなどという条件を出すことはおよそ考えられない。

主要５行にとって人員削減施策は「自らの債権が確実に回収できる」ための手段のひとつにすぎない

２０１０年１１月３０日に主要５行と締結した「基本合意書」…は、リファイナンス協議の前提条件として、「…最終契約締結までの間に、更生計画に記載されている…持続的なコスト削減策等の実現に重大な支障が生じていないこと」…「損益・財政状況の悪化により、対象事業者の更生計画の実現に重大な支障が生じていないこと」とする合意を取り交わしている。

つまり、基本合意書においても、人員削減施策は削減数の追求それ自体が目的ではなく、コスト削減策の一環としての人件費削減の手段として位置づけられている。

主要５行は、リファイナンス契約を締結するに当たっては、自らの債権が確実に回収できる目途に最大の関心があったことは当然である。そのための前提として、…３年以内にJALの株式が再上場される見通しが立つことを条件に、企業再生支援機構が３５００億円の出資を確実に履行されることが基本合意書の骨格をなしていたのである。

こうした主要５行の利害に照らせば…JALの主張は、基本合意書の文脈を歪曲・改作し、人員削減と人件費削減の目的・手段の関係を恣意的に切断する誤りを犯している。

JALは人員削減目標の達成を組合や債権者に隠していた

基本合意書が締結された２０１０年１１月３０日の時点でＪＡＬグループあるいはJALの運航乗務職の人員削減目標は達成されていたか、達成されることがほぼ確定していた…。

しかも、JALは、後記に記載のとおり、上記の事実を乗員組合に対して一貫して隠し続けた。また、基本合意書の文面に照らして、JALは、主要５行を初めとする債権者に対しても上記の事実を隠していたと考えるのが合理的である。

以上のとおり、持続的なコスト削減策等の実現に重大な支障が生じていないこと及び現実の人員削減の到達状況その他飛躍的な業績回復の実績等に照らして、基本合意書の内容はクリアされている。

従って、本件整理解雇を基本合意書によって、正当化すること、とりわけ、本件整理解雇を、更生計画の定める人員体制の達成時期とされている２０１１年３月末日を３か月も前倒しして強行することを正当化することなどおよそできないというべきである。

更生手続での目標・目安でしかない「削減目標」

JALは、…更生計画を上回る好業績が認められることがあったとしても、管財人が利害関係者の了解もなく、更生計画の遂行を取りやめ…ることは許されないと主張する。
これは、…人員削減目標が達成された本件においてはそもそも妥当しない。

ただ、そのことを措いても、この主張自体がそもそも誤りである。

すなわち、更生計画に記載された事項の内…「その他規定」の記載事項については「…更生債権の返済方法を支える事情」に過ぎず、必ず遂行する必要があるものではない。JALが更生手続で定めた「削減目標」もその一つであり、「一般的な人員削減の必要性」に基づく目標・目安でしかない。…解雇回避努力が尽くされた後になお必要とされる「解雇による人員削減目標数」を…検討をすること自体不可能なことだからである。

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動へのお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より

5月　19日（月）

不当労働行為裁判

東京地裁　527号法廷

13時10分より

6 月　5 日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より